調整項の今後の取扱いについて(案)

【目 次】

I 調整項部門の存在理由	2
Ⅱ 調整項部門の削除の検討について	4
1 平成23年表確報での対応	
2 今後の方向性	
(1) 検討の前提となる考え方	5
(2) 検討が必要と考えられる論点	6
アの概念的な論点	
イ 技術的な論点	
3 調整項部門を削除する場合における粗付加価値部門の調整について	
(1) 調整項と間接税・営業余剰の関係	7
(2) 委員の御意見	8
(3) 税額を産業別からアクティビティ別に組み替えた状況を踏まえた疑問	10
Ⅲ 調整項部門の削除のほか、前回の会議で頂いた御意見について	11
1 調整項を国内最終需要に含めている件	
2 調整項に係る誘発額	
別紙1 現行の産業連関表(生産者価格評価表)における消費税の取扱い	13
(H22.12.14/産業連関技術委員会・資料 2 (抄))	
別紙2 消費税の推計の大まかな流れ	15

I 調整項部門の存在理由

平成27年1月29日開催の第14回産業連関技術会議では、調整項の取扱いについて、いくつかの表章例を示して御意見を伺いましたが、いずれの表章方法も一長一短があるとの御意見であった上で、「そもそも『調整項』の分だけ過剰推計になっていると考えられることから、『調整項』を部門から削除することが望ましい」との御意見をいただきました。

しかしながら、消費税制度が導入されて以降(産業連関表としては、平成2年表以降)、 一貫して「調整項」という部門が設けられているところであり、そこには、一定の必要性 が存在したものと考えます。

そこで、まず、調整項の存在理由を再整理します。

現在の産業連関表では、財のCTについて、次のように扱っています。(図1)

- ➤ 国内生産額を「生産数量×単価」で推計する際には、工場出荷価格を単価として用いることとしています。
- ▶ 輸出のうち、直接輸出については、輸出免税が、出荷段階から適用され、工場出荷価格そのものに消費税がかかりません。
- ➤ しかし、商社などの卸売部門を経由する輸出(間接輸出)の場合、生産者と商社との間は国内取引なので、消費税込みの価格が出荷価格になります。しかし、輸出の際には、免税により、消費税分は輸出額に転嫁されません。

その結果、間接輸出の部分については、出荷額(1050)と輸出額(1000)にズレが生じます。

出荷価格 国内取引 1050 購入者 1050 国内需要 生産者 1000 直接輸出 1000 (A部門) 購入者 輸出 (海外) 間接輸出 1050 商社 *1000* 貿易統計と整合 (注)議論の簡略化のため、商社のマージンは0にしています。 輸出の際、消費税は転嫁されません。 行部門 3050 CT 3100 TOTAL 国内生産額は、工場 CTとTOTALの間で差額が発生 出荷価格で評価

図1 現在の産業連関表におけるCT等の計上

これをマトリックスにすると、図2のようになります。

営業余剰

СТ

3000

3100

 A部門
 国内需要
 輸出
 CT CT-TOTAL

 A部門
 1050
 2000
 3100
 50

 間接税
 100

図2 図1の状況をマトリックスにしたもの

つまり、産業連関表が「税込表」であり、国内生産額の推計基礎が工場出荷価格(税込)であるという原則を取る限りにおいて、間接輸出分に関しては、必然的にCT-TOTA Lに誤差が生じます。

そこで、図3のように、「調整項」を設け、その差分を計上することで、CTとTOTA Lを整合させています。これが、平成2年表以降採用されてきた方法です。

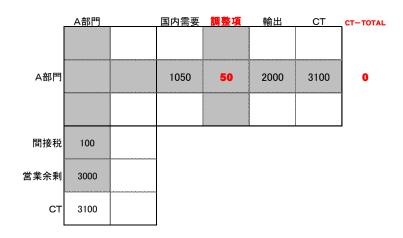


図3 調整項によるCT-TOTALの解消

したがいまして、改めて、調整項の存在理由を単純化すると、次のように表せると考えます。

調整項とは、CT推計時の単価を工場出荷価格(税込)で評価する一方で、輸出には消費税がかからないことから必然的に生じる行方向のアンバランスを解消するため、設けざるを得ない項目

(注) なお、平成2年表において調整項を創設した経緯についても探してみましたが、特段の記録は見いだせませんでした。

Ⅱ 調整項部門の削除の検討について

1 平成23年表確報での対応

平成23年表速報においても、従前と同様の必要性から「調整項」を設け、金額を計上 しているところですが、第14回会議で御意見があったように、現段階から調整項を削除 する(CTを減額する)ためには、以下のような問題をクリアする必要があります。

① 概念的な問題

調整項を削除することは、**図1**の間接輸出の出荷額について、1050ではなく、1000で評価することになります。つまり、間接輸出分の工場出荷単価を税抜価格で評価することになります。

しかしながら、このような変更は、税込表として作成している現在の産業連関表の中に、部分的に異なる評価方法を持ち込むという概念上の変更になるのではないかと考えます。

② 技術的な問題

調整項を削除することにより、各部門のCTが減額されることになります。

しかしながら、各部門のCTは、10桁CTを積み上げることで求めており、仮に、調整項相当額を後から差し引くことになった場合、適正なCTが確保できるかどうかについて、直ちには結論が出せません。

③ 手続的な問題

平成23年表において調整項を設けることについては、産業連関技術会議を経て、産業 連関部局長会議で決定した部門分類に含まれています。ですので、調整項の削除は、部 門分類を推計後に変更することになります。

このようなことから、調整項を削除することについて、平成23年表確報で対応することは 見送りたいと考えています。

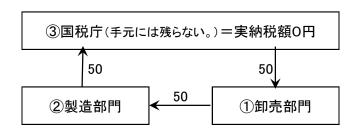
2 今後の方向性

(1) 検討に前提となる考え方

しかしながら、調整項の削除については、次のア〜ウに示す考え方が可能ではないか と思われます。ついては、平成27年表の部門設定においては、調整項の削除を検討対象 の一つとしたいと考えています。

ア 調整項に計上されていた額(図3の50)は、専ら、間接輸出に関する取引過程で発生する消費税の大きさに相当します。しかし、これは、図4で示すとおり、「①卸売部門(商社) ⇒ ②製造部門(生産者) ⇒ ③国税庁 ⇒ ①卸売部門」の順に一周し、国税庁の手元には残りません。したがって、納税額としては0円です。言い換えれば、50は、三者の間を一周しただけで(初めからなかったのと同じで)、売上に直接関係していない(計上しなくていい)という見方もできます。





- イ <u>直接輸出・間接輸出とも同額(図1でいうと1000)で評価することで、少なくとも、</u> 輸出については、概念上、一物一価になるという考え方も成り立つかもしれません。
- ウ 税に左右されない純粋な経済の大きさを表すために「基本価格表」の必要性が継続 的に求められている一方で、基本価格表作成の道のりは(今後改めて検討することに なりますが)極めて大きな制約があるのが現状です。しかしながら、部分的であれ、 税の影響を除いた表が作れるとしたら、それは一つの前進という見方も可能かもしれ ません。

そういった意味で、納税額自体には含まれておらず、専ら行方向の調整のために設けている調整項を削除することは、現状の「グロス方式」に対して、「修正グロス方式」の一形態(JSNAにおいて用いられている修正グロス方式とは別の意味になりますが)と見ることはできないかという考え方も生じます。

(参考) 産業連関表における消費税の取扱いには、以下のような区分があります。

グロス表	現在作成されている形式の表であり、実際の取引額に基づき、消費税を含めて作成される表。
	税込表。
ネット表	仕入に係る消費税額のうち、控除可能な税額を取り除く表。例えば、家計消費支出は控除で

	きないので、税額が表の中に残ります。また、内生部門についても、公務のような場合にに				
	還付は受けられず、控除もできないため、税額が表に残ります。				
税抜表	取引金額に含まれる消費税額を完全に取り除いた表。				

しかしながら、調整項を削除することは、ネット表でも税抜表でもなく、グロス表の一変形と考えられます。そのため、便宜的に「修正グロス方式の一形態」と表現しました。

(2) 検討が必要と考えられる論点

今後、調整項の削除について検討する際の論点としては、次のようなものが挙げられる と考えます。

ア 概念的な論点

調整項を削除するということは、すなわち、<u>CT推計の際の単価を工場出荷価格で統一的に評価している中に、部分的に異なる評価方法を取り入れる(基本的に税込評価で作表されている中に、部分的に税抜評価を導入する)ことになると考えられます。</u> <u>それは、表全体の整合性として許されるものかどうか、</u>別の視点から言えば、間接輸出分の比率が高い財について、過小評価になるのではないかという点の整理が必要と考えます。

イ 技術的な論点

仮に、概念的に許容されるとしても、次のような技術的な論点があると考えます。

① 10桁CTを、どのように推計するか。

部門別のCTについては、細品目分類(10桁品目)ごとにCTを推計し、これを積み上げる形で推計しています。しかし、細品目分類ごとに直接輸出・間接輸出の区分で把握することはできません。

ですので、<u>調整項を削除する前提として、どのような手順で10桁品目のCTを推計</u>するのか再整理する必要があります。

② 調整項を削除する場合に、粗付加価値部門のどの部門で調整し、二面等価を図るか。

二面等価を維持するためには、調整項相当額を減額することに対応して、粗付加価値部門においても、相応の減額をしなければなりません。

第14回会議では、「間接税部門での差し引きで調整する」との御意見をいただき、これに対して、行政機関側からは、「営業余剰で調整すべきではないか」との意見が示されました。

したがいまして、<u>調整項を削除する場合における粗付加価値部門の調整方法につい</u>て整理し、意見集約する必要があります。(⇒詳細は、**後記3**で記載しています。)

3 調整項部門を削除する場合における粗付加価値部門の調整(6頁の②)について

(1) 調整項と間接税・営業余剰の関係

各部門における消費税の包含関係を示したものとしては、例えば、**別紙 1** (H22. 12. 14 の産業連関技術委員会・資料 2 (抄)) が挙げられます。

ここでは、<u>「営業余剰」に「調整項に係る税額が含まれる」旨が記載されています</u>。 これは、次のような整理を踏まえたものと思われます。(**図5**)

- 動整項に計上している額は、間接輸出に伴って、製造部門が卸売部門から受け取る消費税額(図4でいうと、製造部門が卸売部門から受け取る50)に相当します。
- ② 一方、間接税部門の合計額は、国税庁への実納税額とマクロで整合しています。 間接輸出に伴って発生した消費税は、図4のとおり、国税庁の手元に残りませんから、間接税部門の合計としては含まれていません。

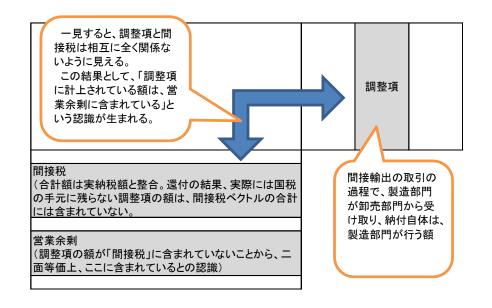
3 このように

- ・調整項は、間接輸出に伴う消費税額を計上している。
- ・間接輸出に関する消費税は、間接税部門には含まれていない

という状況の下で、二面等価を考えた結果として、「調整項に相当する額は、粗付加価値部門では『営業余剰』に含まれている」という認識につながっていると理解されます。

④ 調整項を削除する場合に、営業余剰を減額してバランスさせるという考え方の根拠の一つは、ここにもあると考えられます。

図5 調整項、間接税及び営業余剰の関係



(2) 委員の御意見

これに対して、委員から頂いた御意見は、次のようなものであると理解しています。

- ア 国税庁の税額データが産業別であり、産業連関表を作成する上で、アクティビティ 別に組み替えられているとしても(**別紙2**)、それは、アクティビティ別の生産活動の 大きさに応じて、実納税額のトータルを配分し直しているに過ぎず、間接輸出に伴っ て、製造部門が納付し、卸売部門が還付を受けているという関係まで調整しているわ けではないと考える。
- イ つまり、間接輸出に伴う納付・還付は、間接税部門の合計には含まれていないが、 間接税ベクトルを構成する個々の部門で見ると、製造部門では、卸売部門から受け取った分、納税額が大きくなっており、卸売部門では、還付された分、納税額が小さくなっているという凹凸が発生している(図6-①)。

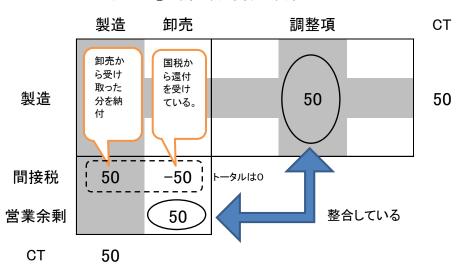


図6-① 調整項に関する表章イメージ

ウ したがって、別紙1の

調整項に相当する額は、粗付加価値部門の『営業余剰』に含まれる。

という記述自体は間違っていないが、正確には、

調整項に相当する額は、粗付加価値部門の『卸売×営業余剰』に含まれる。

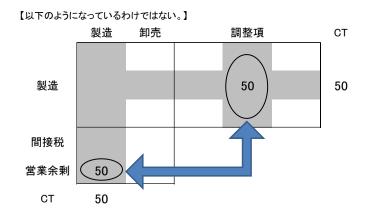
(図6-(1))

と言うべきと考えられ、「個々の製造部門の営業余剰に調整項分が含まれている」(**図 6 - (2**) という理解があるとすると、それは誤っていると思われる。

なぜなら、調整項に計上されている額は、製造部門にとっては、卸売部門から受け取って納付しているに過ぎず、営業余剰でも何でもない一方、卸売部門にとっては、 還付を受けるということで外形上、儲けのように見えているからである。

(これに対して、資本形成に含まれる税額は、控除されることで納付しなくて済んでいるものであり、部門ごとの営業余剰に含まれているという理解でよい。)

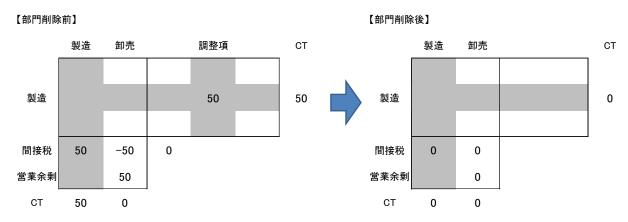
図6-②



- エ したがって、調整項を削除する場合(間接輸出に伴う消費税を、もともと無かったこととして表章する)における粗付加価値部門の調整方法は、次のようになると考える。(図7)
 - ・製造部門の間接税を差し引き(製造部門について言うと、輸出財を商社に販売した際に受け取った消費税分を無かったことにする。)
 - ・卸売部門の間接税を上乗せし(納税額が還付された額でマイナスされているので、 それを無かったことにする。)
 - ・卸売部門のタテのバランスを営業余剰で確保する(還付された分だけ、間接税が 小さく、営業余剰が大きくなっていた分を修正する。)。

図7 調整項部門を削除する場合の調整方法(委員のイメージ)

《調整項に特化したマトリックス》



(3) 税額を産業別からアクティビティ別に組み替えた状況を踏まえた疑問

- ア 委員からは、「産業別データをアクティビティ別に組み替えた後であっても、製造部 門が納付し、卸売部門が還付を受けているという関係は、間接税ベクトルの中に残っ ている」(図6-①) との認識が示されています。
- イ しかしながら、<u>税額を産業別からアクティビティ別に組み替えた場合の一例として、</u> <u>次のようなケースを考えてみると、還付額が製造部門にも配分されていると考えられ</u> ます。

【設例】

製造業に格付けられたA企業と卸売業に格付けられたB企業のみが存在すると仮定。

[A企業:製造業に格付け]

・製造業4:卸売業1の比率で行っている。

・納付額が60、還付額が10で、実納税額は差し引き50であった。

[B企業:卸売業に格付け]

・製造業1:卸売業4の比率で行っている。

・納付額が10、還付額が60で、実納税額は差し引き-50であった。

 \downarrow

この場合、A企業とB企業の実納税額は、次のように配分されます。

	実納税額	製造アクティビティ	卸売アクティビティ
A企業(製造業)	50	40	10
B企業(卸売業)	-50	$\begin{pmatrix} -10 \end{pmatrix}$	-40
合計(間接税ベクトル)	0	30	-30

税額を配分する過程で、卸売業の企業に還付された分が、卸売以外のアクティビティにも配分されている。

- ウ また、部門によっては「間接税<調整項」となっており、調整項における減額分を 間接税で対応すると、間接税がマイナスになる場合も生じます。
- エ このようなことから、**図7**で記載されているように、調整項の各部門の額を、対応 する列部門の間接税から減額することについては疑問が残るところです。

Ⅲ 調整項部門の削除のほか、前回の会議で頂いた御意見について

1 調整項を国内最終需要に含めている件

平成23年表では、調整項を「輸出計」の内訳から「国内最終需要計」の内訳に移設しました。

確かに、調整項は、間接輸出の大きさに連動しており、国内最終需要の1項目として独立して増減することもありません。「消費」「投資」のいずれの概念にも含みにくいことも 事実です。

しかしながら、

- ① 今回の扱いは、i)調整項に計上される内容は、国内取引の過程で発生しているものであること、ii)調整項を、輸出計に含めることに伴う輸出額の過大表示を回避するということを念頭においたものであり、最終需要が「国内最終需要」「輸出」の2区分しか設けていない中にあっては、国内最終需要に含めざるを得ないと判断したものです。
 - そして、基本要綱の中でも部門分類に関する主な変更の一つとして説明した上で、産業連関技術会議を経て、産業連関部局長会議 (H24.9.28) で決定させていただいているものです。
- ② また、この部門設定に基づいて各種演算プログラムを組んでおり、短期間での修正・確認が難しい状況です。
 - (注) なお、この取扱いに伴い、逆行列係数の計算などにおいて、一部個別処理を行っている点については、 総合解説編の該当頁において、追記する予定です。

2 調整項に係る誘発額

第14回会議において、「計算上導かれる調整項に係る誘発額に積極的な意味は無い」との 御指摘をいただいているところです。確かに、御意見のとおりかもしれませんが、最終需 要の各項目によって誘発される生産額を国内生産額に一致させている現状においては、調 整項部門についても、計算に含めざるを得ない状況です。

ついては、<u>以上2点についても、27年表における調整項の検討とセットで整理したいと考</u>えています。

【別紙1】

H22.12.14/産業連関 技術委員会資料2(抄)

基本価格表の作成方法について

間接税(除関税・輸入品商品税) 消費税を含む(消費税納税額分)

(控除)補助金

消費税は含まない

消費税を含む(売上に係る消費税額分)

(1)現行の産業連関表(生産者価格評価表)における消費税の取扱い

現行の産業連盟実け取引額に消費税額を含む形となっている

	現行の産業連関表は取引額に消費税額を含む形となっている。															
Г	中間需要			最終需要						(坎陀) 輸入						
			-	□ 民間消費支出 在庫純増 輸					前出 (控除)輸入							
		農 林	家計外消費支出(列)	家計消費支出	消費支出対家計民間非営利団体	一般政府消費支出	国内総固定資本形成	生産者製品	半製品・仕掛品	流通	原材料	輸出額	調整項	輸入額、関税	輸入品商品税	国内生産額
IF	農林水産業 中間 受入 分類不明	消費税を含む(仕入に係る消費税額分)	消費税を含む(仕入に係る消費税額分)	消費税を含む(控除不可能税額分)	除いた額を含む)	費税を含む(国内生産額に含まれる消費税	分) おりょう (仕入(投資)に係る消費税額	\sim	消費税額は含まない(取引が発生していないた	電布できず (化) (付) (お) 電布客	背貴兑を含い、土人に系る肖貴兑頂子)	であるため)であるため)(輸出取引は消費税が免税消費税額は含まない(輸出取引は消費税が免税	額消費税額である。) 額消費税を含む(調整項部門には間接輸出におけ	輸入品商品税部門に計上されるため)消費税額は含まない(当該取引に係る消費税は	消費税を含む(輸入品に係る消費税額分)	消費税を含む(売上に係る消費税額分)
	家計外消費支出(行) 雇用者所得	消費税を含む(仕入に係る消費税額分) 消費税は含まない		(注)	「歩陸不豆	7台:	頞 」レ/ナ □	購入去	白良が	支払へ	た消費	お短のうた	税額控除で	きかい痴えい	Ä	
* イ カ イ	営業余剰	残差調整として「国内総固定資本形成」「在庫純増」「調整項」部門に含む仕入に係る消費税額分が含まれているとみなす		(Æ)		費支出(の場合、則	ゖ・サー	ビスの			払った消費		こない おはんし	J.	
ľ	資本減耗引当	消費税は含まない	↓ 		7											



(別紙2) 消費税の推計の大まかな流れ

- ① まず、38業種別のデータを統合大分類別に再編 経済センサス組替集計から得られる
 - i)「企業産業別・事業活動別の売上高集計表」
 - ii)「企業産業別・調査品目別の売上高集計表」 を用いて、38業種別(産業格付けベース)のデータを統合大分類別(アクティビティベース) に再編します。

[参考]

i)は、以下のような様式の集計であり、産業別に22区分ごとの売上高を集計したものになっています(主業として行われた活動及び副業として行われた活動の両方を含みます。)。

	22区分別の売上高
産業分類	

ii) は、以下のような様式の集計であり、調査票第2面(品目別に把握できる範囲)に記載されている範囲で、産業別に品目ごとの売上高を集計したものになっています。

	品目別の売上高
産業分類	

② 次に、統合大分類ベースのデータを基本分類ベースに分解 次の式から得られる基本分類別の計算上の納税額<u>(理論納税額)の比率で、統合大分類ベ</u>ースのデータを基本分類ベースに分解します。

〔計算式〕

理論納税額 = $(A - B) \times 0.05$

A: 国内での売上に相当する額 ⇒ 国内生産額 - 輸出額

B: 概念上、仕入に相当する額 ⇒ 中間投入 + 家計外消費支出 + 投資控除額